

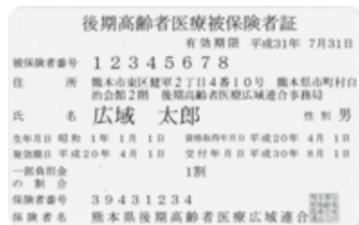
新しい保険証などを送付します

▼問い合わせ先 保険年金課(合志庁舎)

☎(248)1275

新しい保険証は黄色です

後期高齢者医療制度の水色の保険証の有効期限は7月31日です。黄色の新しい保険証を7月中旬に簡易書留郵便(受け取りに印鑑などが必要)で送ります。8月1日からは新しい保険証を使ってください。



保険証見本

申請方法

認定証を持っていない人で交付対象になる人は、保険年金課(合志庁舎)、西合志総合窓口課(西合志庁舎)、各支所で申請してください。申請には保険証と印鑑、マイナンバーが分かるものが必要です。

更新手続き

現在水色の認定証を持っている人で、8月1日以降も交付対象になる人には、黄色の新しい認定証を保険証と同封して送ります。更新手続きは必要ありません。

入院するときなどは限度額適用認定証を申請してください

8月から3割負担に該当し、住民税課税所得14.5万から68.9万円(現役並み所得者ⅡとⅠ)の人は、入院などで医療機関での支払いが高額になる可能性がある場合、窓口で限度額適用認定証を申請して医療機関に提示してください。提示がない場合、医療機関での支払い額が高額になることがありますのでご注意ください。

平成30年度の保険料額決定通知書を送付します

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。保険料の増減などにより、納め方が変わる人がいますのでご確認ください。

保険料の納め方

- 特別徴収 年金からの天引きによる納付(年6回の年金支給月)
- ※事前の申し出により、特別徴収から口座振替に変更できます。
- 普通徴収 納付書払いや口座振替による納付(7月～翌年2月・毎月)
- ※口座振替にするには事前の申し込みが必要です。

保険料の算定方法

均等割額 47,900円

+

所得割額 (総所得金額等 - 33万円) × 9.26%

||

保険料額 (年額) (限度額 62万円)

後期高齢者のお口と体の健康診査

お口の健康が乱れると虫歯や歯周病だけでなく糖尿病や心臓病などに影響することもあります。また、糖尿病などの生活習慣病は症状が現れ始めた頃には悪化しているというケースが多くあります。

この機会にお口も体も年1回は検診を受けましょう。

●受診期限 平成31年3月31日(日)

自己負担額

歯科口腔健診 400円

検査項目(歯科口腔健診)問診、口腔内の異常、飲みこむ機能の評価など

(健康診査)問診、血圧測定、肝機能・腎機能検査、血糖検査、尿検査など

●申込方法 希望者に受診券を送付しますのでお電話ください。受診券が届いたら、医療機関へ予約し、受診してください。

7月から本年度分の申請ができます

国民年金保険料の免除制度

▼問い合わせ先

保険年金課(合志庁舎) ☎(248)1275

熊本西年金事務所 ☎(353)0142

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される3つの制度があります。

保険料免除制度(全額・一部)

保険料を納めることが困難なときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料納付の全額または一部(4分の3、2分の1、4分の1)が免除されます。保険料免除の審査対象者は、本人と配偶者、世帯主です。

納付猶予制度

本人が20歳～49歳のときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。納付猶予の審査対象者は、本人と配偶者です。

学生納付特例制度

本人が学生のとときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例の審査対象者は、本人のみです。

手続きに必要なもの

・年金手帳など基礎年金番号が分かるもの、またはマイナンバーが確認できる書類

・認め印(本人が署名する場合は不要)

●離職している場合 離職していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

●学生の場合 学生証(コピーでも可)または在学証明書(原本)

国民健康保険の人は更新を忘れずに

限度額適用認定証 高齢受給者証

国民健康保険加入中の人で限度額適用認定証の交付を受けている人は、医療機関の窓口で保険証と認定証を提示することで、一部負担金の支払いが限度額までとなります。

この認定証は7月31日で有効期限が切れますので、8月に更新手続きが必要です。現在、認定証をお持ちの人へ7月下旬に更新のお知らせを郵送しますので、新しい認定証が必要な人は8月になってから手続きをお願いします。

また、高齢受給者証は7月下旬に対象者全員に郵送しますので、手続きは不要です。



●問い合わせ先 保険年金課(合志庁舎) ☎248-1275

介護サービス利用

8月から介護保険負担割合が変わります

介護保険負担割合とは、介護保険のサービス利用時の自己負担割合のことです。一定所得がある人は8月から3割負担に変わります。新しい介護保険負担割合証は要介護認定を受けている人へ7月下旬に送付します。

各負担割合に当てはまる人は次のとおりです。

- 3割負担 本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯内の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が、単身なら340万円以上、2人以上なら463万円以上の人。
- 2割負担 本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯内の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が、単身なら280万円以上、2人以上なら346万円以上、かつ3割負担に当てはまらない人。
- 1割負担 2割、3割負担に当てはまらない人。

●問い合わせ先 高齢者支援課 介護保険班 (合志庁舎) ☎248-1102

●自己負担額 歯科口腔健診 400円

●検査項目(歯科口腔健診)問診、口腔内の異常、飲みこむ機能の評価など

●軽減割合

9割軽減	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額などが【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで、所得が0円となる場合
8.5割軽減	【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯
5割軽減	【基礎控除額(33万円) + 27万5千円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯
2割軽減	【基礎控除額(33万円) + 50万円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯

●軽減割合

●軽減割合

●軽減割合

●軽減割合

●軽減割合

●軽減割合

●軽減割合

●軽減割合

●軽減割合

●軽減割合